

「倉敷市玉島南高齢者支援センター」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(3300200221)

当事業所はご利用者に対して介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業（以下、介護予防ケアマネジメント等）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆介護予防支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者及び家族・後見人等の希望をおうかがいして、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族・後見人等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者又は家族・後見人等双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5
別添	

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松園福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島勇崎1044番地
- (3) 電話番号 086-528-3110
- (4) 代表者氏名 理事長 中塚周一
- (5) 設立年月 平成2年11月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域包括支援センター・介護予防支援事業所
- (2) 事業所の目的 介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業
- (3) 事業所の名称 玉島南高齢者支援センター
- (4) 事業所の所在地 倉敷市玉島勇崎1044番地3
- (5) 電話番号 086-528-3266
- (6) 事業所長(管理者)氏名 阪本 美和
- (7) 開設年月 平成18年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 玉島南小学区、沙美小学校区、南浦小学校区
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土	8時30分～17時30分 (休業日12月31日～1月3日)
受付時間	月～土	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土	8時30分～17時30分

上記営業日以外も、職員に連絡をとれる体制としています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して介護予防ケアマネジメント等、サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 主任介護支援専門員	1名以上	
2. 保健師(地域での経験ある看護師)	1名以上	
3. 社会福祉士	1名以上	
4. 介護支援専門員	0名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

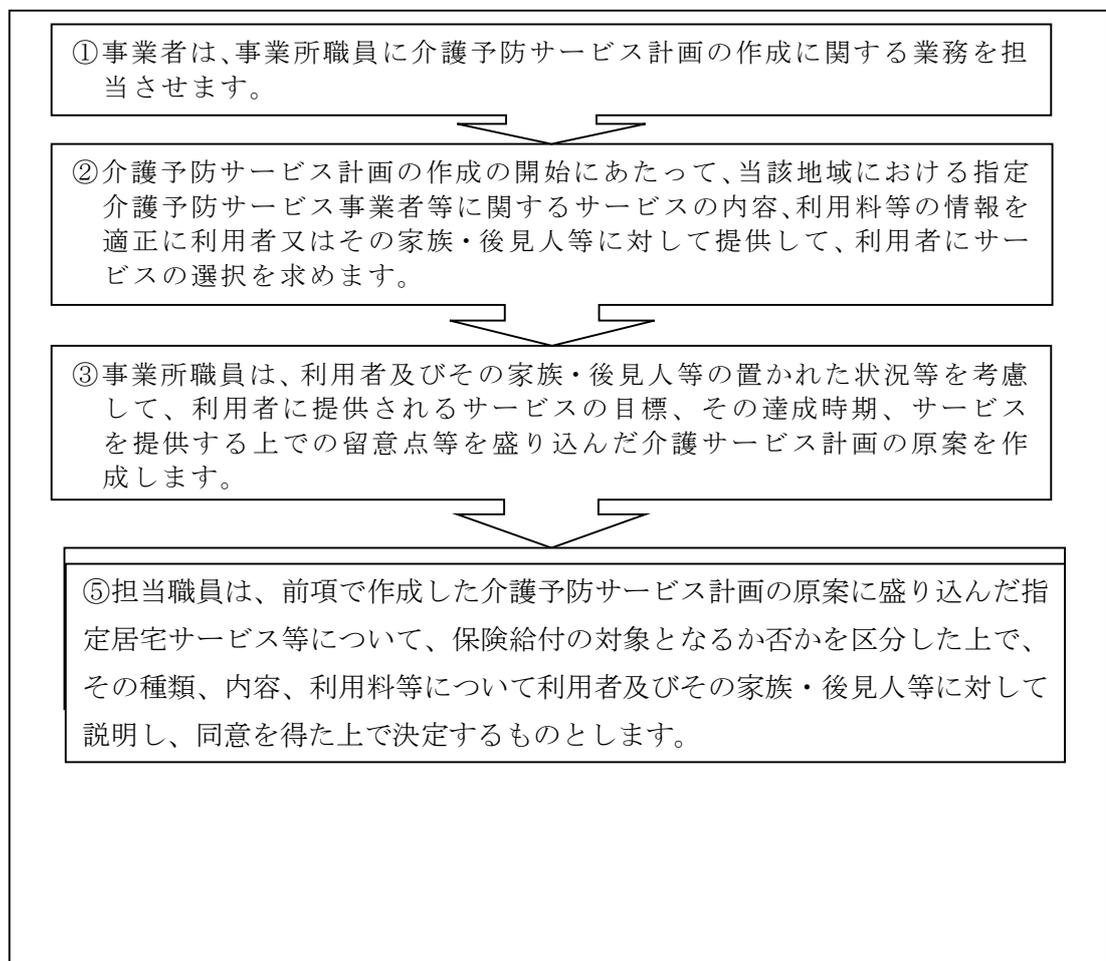
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～4条、）

<サービスの内容>

①介護予防サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防ケアマネジメント等及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。

<介護予防サービス計画の作成の流れ>



②介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族・後見人等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者又は家族・後見人等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③介護予防サービス計画の変更

ご利用者又は家族・後見人等が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者又は家族・後見人等双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

<サービス利用料金>

当事業所は、申請支援、介護予防サービス計画作成費については、利用者その家族から一切の費用負担は行いません。

④居宅介護支援事業所への紹介

ご利用者が介護給付の対象となった場合には、利用者及び家族・後見人等の希望に基づき居宅介護支援事業への紹介を行います。

⑤介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. 事故対応について

- (1) 事故が生じた時は、所定様式に従い事故内容を家族、倉敷市、事業所および検討委員会¹に速やかに記載報告し状況分析を行い、原因・結果をとりまとめ事故発生の防止に努め、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 従業員は緊急時に備え、常にご利用者の状態の把握と緊急時の対処方法などの学習および講習を行うものとします。

¹検討委員会：松園福祉会園長、玉島南高齢者支援センター長、地域包括ケア推進室職員、第三者委員（地区の方）より構成

7. 苦情の受付について（契約書第8条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔園長〕中塚裕之

〔支援センター職員〕管理者 阪本 美和

主任介護支援専門員・保健師（地域で経験ある看護師）

社会福祉士

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：00～17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

倉敷市 介護保険課	倉敷市西中新田640 倉敷市役所 TEL 086-426-3343
岡山県国民健康保険団体 連合会	岡山市北区桑田町17番5号 岡山県国保会館 TEL 086-223-8876
岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ3F TEL 086-226-2822

令和 年 月 日

指定介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防支援事業所 倉敷市玉島南高齢者支援センター 指定介護予防事業所

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防ケアマネジメント等サービスの提供開始に同意しました。また、利用者及び家族・後見人等の個人情報の取り扱いについて、サービス担当者会議等正当な理由がある場合において用いることに同意いたします。

ご利用者 住 所

氏 名

代筆者 氏 名

利用者との関係（続柄）

ご家族（又は代理人） 住 所

氏 名

利用者との関係（続柄）

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は就業中及び退職後も、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償（契約書第6条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. 契約の終了（契約書第5条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

4. ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第5条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

5. 事業者からの契約解除の申し出（ハラスメントについて）（契約書第5条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6. 契約の目的（契約書第1条参照）

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の紹介を求めることが可能である。また利用者又は家族・後見人は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である。その他障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合などにおける、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める。

7. 秘密保持・個人情報の利用（契約書第7条）

利用者及びその家族・後見人は入院時に担当ケアマネジャーの氏名など入院先医療機関に提供するよう協力を求める。

8. 利用料について(重要事項説明書 5 参照)

1ヶ月あたりの料金 (介護予防支援に要する費用)	介護予防支援費	4,420円
	初回加算	3,000円
	委託連携加算	3,000円
1ヶ月あたりの利用料(介護保険適用の場合は利用者負担)	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険により負担されます。)	

* ただし、介護保険料の滞納等により事業者が法定代理受領できない場合は、介護予防支援に要した費用について、上記の料金を事業者に支払いさせていただきます。

この場合、事業者は、当該介護予防支援に要した費用等を記載した介護予防支援提供証明書を利用者に交付しますので、料金支払い後、領収書とこの証明書を添えて、倉敷市の介護保険担当窓口で支給申請すると介護保険負担分の払い戻しを受けることができます。

* 今後、介護予防支援の「1ヶ月あたりの料金」は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)の改正により変更となることがあります。